

議案第13号

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） <u>(5) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> （個人番号の利用範囲） 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) （略） （新設）  （新設）  （個人番号の利用範囲） 第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1</p>

の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 (略)

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じた保護の実施に関する情報</u> のうち市長が保有するものであって規則で定めるもの

の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 (略)

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<u>番号法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報</u> のうち市長が保有するものであって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。